

三大秘法抄

一

三大秘法抄について一言したいと思つて前々から考えて、参考書をみていたが、創価学会発行の仏教哲学大辞典第二巻の、三大秘法の項目約五〇ページを通読してみても、その詳細緻密な研究には敬意を表して中心から頭が下つた。

特に八九九ページには、日時上人の三大秘法抄の写本の写真を掲げて、

「富士年表委員会では大日蓮誌（昭和三十九年十一月号二五ページ）に種々の考証をかかげて、日時上人写本の方が古く、御真蹟に対する確実性、信憑性において秀れ、日興上人への身延相承書との関連等よりみて、日時上人写本の弘安五年説をとっている。

これをもつて、三位日順の三大秘法抄の最古の記録や、また日時上人の全紙の整足した写本等からみて、大田金吾がいただいた、三大秘法抄の御真蹟は、確にいくばくもなく日頂等によつ

て、富士にもたらされたことが推定できるのである」

とのべられて同巻の九一三ページより九一四ページに渡って日蓮正宗の富士年表委員会という項目を設けて、昭和三十九年十一月号の大日蓮の記述を略説しておく。富士年表委員会に關係しておく筆者としては、只々感謝にたえない。この場所をかりて感謝と敬意を表するものである。

三大秘法抄については、仏教哲学大辞典に詳細を極めておるので論ずることは勿論ないのであるが、それだけで稿を終わることも出来ないので、筆者は筆者なりの抱負を少しばかりのべさせて貰う。

筆者は三大秘法抄の傍系的ではあるが、最古の文献を嘉暦二年八月 日の 日興上人の申状にみるのである。

申 状

日蓮聖人の弟子駿河国富士山住日興誠惶誠恐庭中言上

請下殊蒙_ニ天恩_ニ且任_ニ三時弘教_ノ次第_ニ且依_ニ後五百歲金言_ニ永停_ニ止爾前迹門_ニ被_レ尊_ニ敬法華本門_ニ子細_ノ狀副進

一卷 立正安国論文応元年勘文并

三時弘教図等

右謹檢_ニ案内_ニ仏法者依_ニ王法之崇重_ニ而増_レ威王法者依_ニ仏法之擁護_ニ關_レ基是以大覺世尊鑒_ニ未來時

機一分^ニ世^ヲ三時^ニ付^ニ法於四依^一以來正法千年之内迦葉阿難等^ノ聖者先弘^レ小略^レ大竜樹天親等論師次破^レ小立^レ大像法千年之間異域則陳隨兩主之明時智者破^ニ十師之邪義^一本朝桓武天皇之聖代^ニ傳教改^ニ六宗之僻論^一今入^ニ末法^一者上行出世之境本門流布之時正像已過^ス何以^ニ爾前迹門^一強^ニ可^レ有^ニ御帰依^一哉料知^ス讒佞隔^ニ叡聞^一邪義妨^ニ正法^一如來得道之昔尚有^ニ魔障^一何況末代^ヲ哉然聖主御宇之今也時機已^レ至弘通期幾^ニ日就^レ中天台傳教者當^ニ像法之時^一而演說^シ日蓮聖人迎^ニ末法之代^一而恢弘^ス彼者葉王^ノ後身此者上行之再誕矣經文所載解^ニ積炳焉者也凡一代教迹濫觴^レ為^レ說^ニ法華之中道^一也^ニ三國^一傳持之流布^{ナシ}蓋^レ先^ニ真実之本門^一哉若貴^ニ瓦礫^一棄^テ珠玉^一捧^ニ燭影^一晔^ニ日光^一者只趁^ニ風俗之迷妄^一似^ニ謗世尊之化導^一歟華中有^ニ優曇^一木中有^ニ栴檀^一凡慮難^レ覃^イ併任^ニ冥鑑^一偏嗜^ニ堯舜之道^一不^レ立^ニ揚墨之門^一焉今適逢^ニ聖代^一早達^ニ下情^一將^レ驚^ニ

上聽^ニ望請^一天裁^ニ且被察^ニ仏意^一且被施^ニ皇德^一速退^ニ爾前迹門之邪教^一被^レ弘^ニ法華本門之妙理^一者海内靜謐天下泰平^{ナリ}矣日興誠惶誠恐謹言

嘉曆二年八月 日

嘉曆二年は聖滅四十六年にあたる。富士年表によれば八月、日興に代りて三位日順上落天奏（註一）とある。此日興上人の申状の始めに、駿河国富士山住日興誠惶誠恐とあるが、三位日順は、聖滅六十九年の摧邪立正抄（註二）に「法華経は諸経中の第一富士は諸山中の第一なり、故に日興上人独り彼の山をトして居し、爾前迹門の誇法を対治して法華本門の戒壇を建てんと欲

し、本門の大曼荼羅を安置し奉つて当に南無妙法蓮華經と唱うべしと、公家武家に奏聞を捧げて、道俗男女に教訓せしむ。是れ即ち大聖の本懷御抄に分明なり」

と述べておるところをみると、富士山住日興と日興上人が申状にしるした意図は、本門戒壇を密表しておることがはっきりとうなづける。

しかもこの嘉暦二年の申状では三時弘經の次第に任せてとあり、副進の中、三時弘經図というのが副えられてあることが分る。

三時弘經図とは、如何なるものか確にはのべられないが、三時弘經の次第として日蓮正宗聖典に掲載されておるものから、ほぼ想像がつく。即ち聖典によると(註三)

三時弘教次第

一、仏法流布の次第

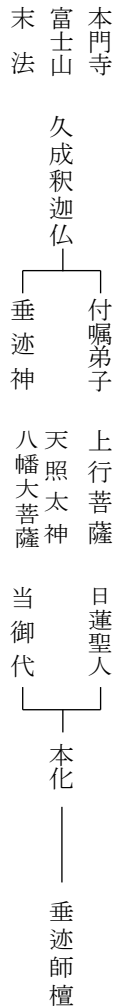
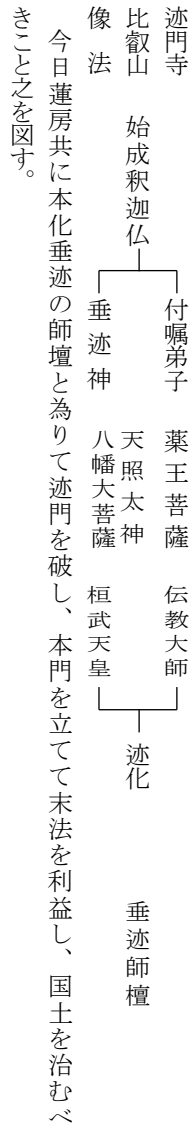
一、正法千年流布 小乗 權大乘

一、像法千年流布 法華述門

一、末法万年流布 法華本門

今末法に入つて法華本門を立てて国土を治むべき次第

桓武天皇と伝教大師と共に迹化付囑の師檀と為りて爾前を破し、迹門を立てて像法を利益し、国土を護持すること之れを図す。



天照太神の勅に曰く、葦原の千五百秋の瑞穂の国は是れ子孫王たるべきの地なり、宜しく就いて治むべし。

孝経に曰く、先生正直の徳を行なう則んば四方の衆国皆法則に順従するなり。

とあるのが弘時三経の次第である。

右の文中に……図すという言葉が二か処あるから、日興上人の申状中の副進の三時弘経図というのはいかに近いものと思われる。

そしてこの三時弘経の次第を熟読すれば、比叡山と富士山とが対照されておることがよくわかる。勿論比叡山は法華迹門の戒壇を建立した所であるから、富士山には法華本門の戒壇が建立されるのだと言うことは明白である。故に日興上人の申状では世尊は未来の時機をかんがみて世を

三時に分つ云々と言ひ、三国伝持の流布真実の本門を先とせがらんやとしておるのである。日興上人の嘉暦二年の申状に副進せられたる、三時弘経図は本門戒壇の建立を密表するものであり、申状に結論するところの法華本門之妙理とは、三時弘経の次第に密表せる、本門戒壇の建立を指すと思うべきで、伝教大師の法華迹門の戒壇建立は既に歴史的事実であり、三国仏法の伝持もまた歴史的事実である。然れば、三国仏法伝持の次第として、本門戒壇建立は仏法流布の次第による歴史的必然と言わざるを得ないのである。

三時弘経の次第に、

「葦原の千五百秋の瑞穂の国は是子孫の王たるべきの地なり、宜しく就いて治むべし」という天照太神の勅を何故図したかと言うことを考えてみると、ここに当時の歴史的背景というものを考えてみる必要がある。

当時は一言にして言うならば、後醍醐天皇の親政時代であった。

「その当時皇室は持明院統、大覚寺統の二系に分れて皇位を争い、鎌倉幕府がそれを調停する役割を演じていた。後醍醐は二十一歳で花園天皇の皇太子となり十年後、当時としては異例の壮年に達してようやく皇位をふんだ。その三年後院政をおこなっていた父の後宇多上皇から政権をう

けついで、これまた当時としては珍らしい天皇親政を開始したのであった。

久しい以前から延喜（醍醐朝）天歷（村上朝）時代こそ聖徳な天子の君臨した平和な時代であり、王朝の最盛期であったという伝説が王朝、貴族の間に語りつがれていたが、後醍醐はこの伝説をつぎのように解釈した。すなわち延喜、天曆時代は、幕府、院政、摂政関白など天皇の権力を制肘するもののまったくない時代である。このように国家権力が完全に天皇の一身に集中する政治形態こそ日本政治のあるべき姿である」と（註四）

こう確信されて後醍醐帝と自ら称されたと言われている。
嘉歴二年は後醍醐帝が親政をとられて六年目である。

日順阿開梨血脈（註五）には、

「抑高祖所勸安国論文五難忽起二難猶残所謂他国侵逼自界叛逆云云自「正中」已来至「当年」公家武家闘乱自界叛逆至極他国侵逼競来信伏随從無疑者」
とのせてあるが、嘉歴二年の申状はこのような歴史的背景の下に上奏されたのである。

今その詳論は国史にゆずるとしても忘れてならないのは、正中元年九月後醍醐帝の討幕計画がもれて六波羅探題が土岐多治見兩人を殺し、日野資朝、日野俊基等がとらえられ権中納言万里小路は鎌倉に下つて弁解をしておる等の正中の変である。

三位日順の正中より已来当年に当て公家武家闘乱し自界叛逆至極せりとは、この正中の変をさ

すとみても、さしつかえがあるまい。

日興上人が、三時弘経の次第の中に、

「葦原の千五百秋の瑞穂の国は是れ子孫の王たるべきの地なり、宜しく就いて治むべし」

と天照太神の神勅を図せられたのは、即位の当初より討幕を意図せられたる後醍醐帝に呈する御言葉であるとともに日興上人の申状の中の「仏法は王法の崇重によって威を増し、王法は仏法の擁護によって基をひらく」という王仏冥合をのべられて、後醍醐帝の親政のよつてもつて、遙かなる縁由によることを明記したものである。

以上のように、日興上人の申状に、あらわに本門の戒壇の文字がなくても、三時弘経図等によつて、本門戒壇が密表されておることは明らかで、当然三大秘法を内在することは論をまたないのである。

これが日目上人の申状になると、はつきりと申状の表面にあらわれておる。聖滅（五十二年）の日目上人の申状には、

「副進す 三時弘経の次第」

とあり、又申状の中には、はつきりと、

「仏滅後二千余年の間、正像末の三時流通の程、迦葉、竜樹、天台、伝教の残したもうところの秘法三つあり、所謂法華本門の本尊と戒壇と妙法蓮華経の五字となり、之れを信敬せらるれば、

天下の安全を致し国中の逆徒を鎮めん」(聖典五七〇ページ)

と三大秘法がはつきりと示されておるのである。

しかして、日目土入が申状を奏した、元弘三年十一月という年は、如何なる年であったかと言
うことを了解すれば、三大秘法を明確に申状に示されたことがわかるのである。

元弘三年という年は、隠岐島に流されていた後醍醐帝が、隠岐を脱して、伯耆の名和長年に迎
えられて、船上山(大山国立公園の一部)に至った年である。

北条九代記によれば、

「稲村ガ崎道せまく、兵船を運べ櫓をかきて、数万の軍兵防ぎけるが、鎌倉の運のつくる所潮俄
かにひがたとなり、二十余町は平沙渺々たり、漕ぎ浮べし兵船は(鎌倉方の軍勢の意)遙か沖に
漂へり、大将新田義貞大に悦び軍兵を進めらる、浜面の在家に火をかけたければ浜辺に吹きし
かけ、二十余箇所同時に燃え上る。相模入道(北条高時)千余騎にて葛西谷に引きこもられしか
ば、諸大将の兵ども東勝寺にみちみり、(略)長崎二郎高重、東勝寺に立ち帰り、相模入道の
前にきたりて今は是までにて候、早々御自害候へ、高重先を仕るとて腹きつて伏したり、長崎入
道円喜も死す。相模入道も腹切り給へば、一族三十四人、総じて門葉二百八十三人、皆悉く自害
して、屋形に火を掛けしかば、死骸は焼けてみえねども、残る人は更になし元弘三年五月二十二
日、平家北条九代の繁昌一時に滅亡す」(註六)

鎌倉の東勝寺橋を渡った所に東勝寺跡があり、今でも、一門の腹切りやぐらと伝える洞穴がある。

「五月二十三日後醍醐は船上山を下って帰京の途につく。かれが隠岐の配所を脱出して以来三月の間、かれの一身を守りぬいた名和長年とその一族が護衛に任じた。出発の翌々日、幕府がかれの代りに擁立した光厳天皇とその年号正慶を廃する。関白以下の解任とこの処置によって、いっさいは一年九か月前の、かれが幕府に強制されて光厳帝に譲位した時点までひきもどされる。かれは長期の旅行から帰京するだけのことであって、断じて復位であってはならない、これが復古をスローガンとする後醍醐新政の第一声であり、既成の事実を観念的に否定するかれの特徴的な考えかたを示す新政最初の決定である」(註七)

後醍醐帝は元弘三年六月五日京都にかえられて、従前通りの天皇親政の事務をとられたのである。

この事実を日興上人の後をつがれた日目上人が、なんで黙止しておられようか。

(註一) 富士年表

(註二) 富士宗学要集第二卷

(註三) 日蓮正宗聖典

(註四) 日本の歴史(九) 中央公論社

(註五) 日蓮宗宗学全集(五)

(註六) 北条九代記

(註七) 日本の歴史(九) 中央公論社

一一

日目上人の申状は、元弘三年十一月日となつておるが、この年は如何なる年であつたかと言うと、その前年の元弘二年に、幕府によつて隠岐島に流された後醍醐天皇が、ひそかに島を脱出して、現在の国定公園大山に近い、船上山に遷座し、所謂建武中興の前年が、元弘三年である。

元弘三年の四月末、後醍醐帝討伐の使令を帯びて関東から西上した足利尊氏が後醍醐天皇側に寝返つて大勢は急転した。京都の六波羅軍は敗れて、南北両探題は、後伏見、花園光厳、天皇らを奉じて関東にのがれようとしたが、南探題北条時益は、近江の岡山で野伏に襲われて落命、北探題北条仲時もまた番場峠で同じ運命に遭遇した。

後醍醐天皇はときに四十六歳、皇太子となつてから二十六年間、皇位についてからも十六年、二度に及び計画の挫折にもかかわらず、幕府打倒の望みがみごとに成功したのである。

日蓮大聖人を伊豆の伊東に流罪し、或は竜の口に斬首せんとし、これを果さずして、北海の佐渡の島に三か年間に、遠島を申しつけた、念仏宗禪宗の大信者であった北条一門は、大聖人の滅後、僅に五十一年目に一族郎党みな滅亡しておるが、その滅びた年が、日目上人の申状の年である元弘三年である。

後醍醐天皇は六月京都に還幸され、海内統一となり、八月五日には、楠正成、新田義貞、足利尊氏、名和年長、千種忠顕、北畠顕家等々に論功行賞があつた。さて、元弘三年は次の年の一月二十九日に建武元年となつたのだから、建武中興の基礎はここに確立したと言ふべきである。

天奏すること四十二度と称される、第三祖日目上人が、なんてこの機を逃がすことがあるうか、大法を弘通するの好機は正に到来せりと、勇躍京都に上られたのである。富士大石寺を第四祖日道上人に譲られて、日尊、日郷を御伴として上落された。申状上奏の後、万一にも、御尋ねがあつた場合を考えられて、大聖人の御自筆の御本尊十八幅をもつてゆかれた。

「日目上人元弘三年十一月の初めに、富士を御立ちあつて奏聞のために御上洛なり、もし帝都において御尋ねもあらんとて、大聖人の御自筆の本尊十八幅、その中に万年救護の本尊、並びに日目授与の本尊、時光授与の本尊、天王鎮守の神（たましい）等おり、日尊日郷御伴にて二人召しつれられ云云」（註一）

とあるから、日目上人の後醍醐天皇に対する期待は実に大きかつたと言ふべきである。

何故このような大なる期待を後醍醐天皇によせたかと言うと、それには充分な理由があった。

後醍醐天皇は深く仏教を信じて、真言宗、禪宗にくわしかつた。故に、日蓮大聖人の御法を天皇の御前に申し上げたならば、必らずや納得かいって御嘉納下さると思われたのであろう。後醍醐天皇は政治方面においても、全くの革新であつて、閑白を廃して、後醍醐天皇自ら庶務を親覽して、諸民の訴えを記録所において自らきかされたと言われるから、必らずや、申状を奏上すれば、後醍醐天皇の御帰依を受けて、王法仏法に冥じ、仏法王法に合するの時至ると、日目上人は広宣流布の願行にもえ上つたことと拝察ができる。

元弘三年より六年後の延元四年八月十六日寿五十二歳で後醍醐天皇は崩御されておるが、その臨終の御遺言に「妻子珍宝及王位臨終時万随者」とは、是れ如来の金言にて、平生朕が心にし事なり、始皇帝が寶石を随えしこと、一つも朕が心にとらず、唯生々世々の妄念なるべきは、朝敵を悉く亡して、四海を泰平とならしめんとする計りなり（略）玉骨はたとい、南山の苔に埋るるとも、魂魄は常に北闕の天を望まんとする。若し命をそむき、義を軽んぜば、君も継体の君に非ず、臣も忠列の臣に非ず」とあつて、左の手に法華経の五の巻をもち、右の御手に御劔を按じて、八月十六日の丑の刻に崩御遊ばされておる。

後醍醐天皇と言えはすぐ楠正成を思い出すが、その楠正成も、法華経を信仰しておつたことは、現在神戸の湊川神社の宝物館に、建武二年八月二十五日、楠正成自筆奥書きの法華経がある

ことによつて明らかである。

筆者は五、六年前に神戸に遊び楠正成書の法華経を宝物館で拝観したことがあるが、この法華経は現在国宝に指定されておる。この法華経は明治以前迄は、湊川神社の御神体であつたと言われておる。

日目上人からみれば、後醍醐天皇の法華経信仰も、楠正成の法華経信仰も、大聖人の所謂去歴昨食の法華経であつて本当の法華経ではない。その法華経は迹門の法華経であるから、末世を利益しない。故に国中の逆徒を鎮める法華経ではありませんぞとの信念にもえて、日目上人の申状上奏となつたのであると思う。迦葉、竜樹、天台、伝教等の信仰された法華経では、後醍醐天皇の御親政は全うしませんぞと言う信念にたつての申状奏聞であつたと思う。

「仏滅後二千余年の間、正像末の三時流通の程、迦葉竜樹天台伝教の残したもう所の秘法三あり。所謂法華本門の本尊と戒壇と妙法蓮華経の五字となり、之れを信敬せらるれば天下の安全を致し、国中の逆徒を鎮めん。此の条如来の金言分明なり、大師の解釈へいえんたり」（聖典五七〇ページ）

と日目上人の申状にあるのがこれである。然るに、

「濃州美濃垂井宿（たるい、岐阜県不破郡の町で中仙道の木曾路と美濃路との分岐点、昔交通の要地）に於いて御不例なり、日尊、日郷旅の疲れと看病し奉る。日目上人告げて曰わく、齡い傾

き勢衰う。最後近きに在りと御言言あり、臨終の御勤めましまして両眼眠るが如く、口唇誦するが如くに息止みたもう。寂寂たる旅寝の泪泉に咽べども、寒凝り冬深ければ嶺の猿のみ叫び、閑々たる溪谷思い嘆きに沈めども、雪の嵐峰に烈しくて、皓月のみぞ冷ましき、人煙軒を双ぶれども訪らい来たる人もなし、往来甚だ滋けれども隣み思う仁もなし、二人営み給いて野辺の煙にたくらべ、茶毘し奉ること終りければ、御骨を拾い頸にかけ、涙に咽び、遙々と都へ上り給いて東山鳥辺野に御墓を築き給う、其後、日郷はなくななく御所持の道具、御守等を取りもちて富士にぞ下向し給いける、目目上人、行年七十四歳」(註二)

御臨終の御言葉に、

「此の申状奏せずしてついに臨終す、此の士の受生所用なしと雖も、今一度人間に生れて、此の状を奏すべし、もし此状奏聞の人未来に於いて之れあらば、目目が再来と知るべし」と言われ、その時辞世として、

代々を経て思をつむぞ富士の根の

煙よおよべ雲の上まで

と今なお伝わっておる。

目目上人の願う所の、広宣流布、本門戒壇の建立は、代々を経て、富士門流の人々が、勇猛精進して、何代も何代も怠るところがなければ、富士に立つ煙が雲に達するが如く天聴にも達し

て、仏法王法に冥じ、王法仏法に合して、広宣流布の時はくるぞとの意味だろうと思うのである。

この美濃垂井の壮烈なる御最後が、富士門流に、広宣流布の暁には、日目上人がお生れかわりになると言う伝説を生み、我々が朝夕一閻浮提第一の御座主第三日目上人と御観念申し上げる意味もここにあるのである。

法華本門の戒壇建立を願うために、どの申状にも、法華本門の戒壇建立を密表する三時弘経の次第が副進せられておる。

日道上人は申状の中で、「延暦の天子は六宗七寺の慢幢を改めて一乘四明の寺塔に立つ（中略）是れ則ち仏法を以て王法を守るの根源王法を以って仏法を弘むる濫觴なり」と言われて叡山迹門戒壇のことを密表しておるのであるから、法華本門の正法をたてらるればということは、法華本門の戒壇たることを意味せられるのは当然のことである。

日行上人の申状では「法華本門の肝要妙法蓮華経の五字並びに本門の大曼荼羅と戒壇とを今の時弘むべき時尅なり、所謂日蓮聖人これなり」と、はっきりと本門戒壇を打ち出されておる。日有上人は「法華本門の本尊と戒壇と並びに題目の五字とを信仰せらるれば、広宣流布の金言宛も閻浮にみち」と本門戒壇建立を明示せられておる。

三大秘法抄は本門戒壇建立をすすめるの書である。申状はそれに対応して、実施に本門戒壇建立を促進しておるのである。

年々歳々の御大会に、日蓮正宗の僧侶が申状を奉読しておるこの事實は、申状の精神を決して忘れず、日常の生活においては、広宣流布の手段たる、折伏の精神を忘れないという決意を示すものである。

正本堂建立を前にして、日時上人自筆の三大秘法抄の写本が発見されたということは、三大秘法の偽書説に終止符をうつものとして、大いなる意義をみとめるものである。

(註一) 家中抄 (聖典六六一ページ)

(註二) 家中抄 (聖典六六二ページ)

